

# 北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会「NO FENCE」会報

# NO FENCE

vol. 55 2019年10月



〒102-0093 千代田区平河町 1-5-7-203

nofenceinfo@gmail.com

<http://nofence.jp/>

---

2019. 9. 21 Web講演報告

## 経済制裁下での北の外貨稼ぎの実態

去る9月21日一度日本にお招きしたことがある元平壌エリート氏のお話をソウルからweb中継で聴きました。今年出た二つの布告の話を伺うつもりでしたが、お話は以下の様に全般にわたりました。六つに分けてご報告します。以下「である」調です。

### 一、非核化に対する北の方針と核開発

- 1) トランプを11~12月初旬に平壌に来させて、共同声明を出す。北の方針は段階的非核化で、経済制裁を解く。寧辺(ヨンビョン)の核施設の撤去も3年はかかり、欧米の科学者、技術者の力を借り、撤去資金も欧米に求める。
- 2) 短距離ミサイル実験の意味。最近北は2度短距離ミサイルを日本海に打ち込んだが、核弾頭を軽量化して、放射砲(直徑600mm)による実験であった。今回の半径100m以内の目的物を狙う操縦が可能なミサイル実験で、それに成功している。短距離ミサイル実験は韓国を対象としたもので、韓国を緊張化させ、韓国に要求をのませていく。生物化学兵器も搭載させる。
- 3) 金正恩の本音は米とは交渉、南とは交渉しないという態度だ。昨年4月27日の板門店での共同声明で、北は文在寅にミサイル発射はしないと約束したのに、それを破っている[注:2の(1)か]。

### 二、北朝鮮の外貨の稼ぎ方と経済活動にある程度の自由度

中国に出稼ぎ労働者を大量に派遣して、その稼ぎの中から半分以上ピンハネして外貨を稼いでいる。(具体例)中国側企業で働く北朝鮮労働者。契約書を交わす。月給1800元~2500元。このうち半分は朝鮮労働党が忠誠金として取り上げる。北朝鮮

の企業に200～300元差し出す。金日成・金正日の死体を安置する錦繡太陽宮殿に毎月50～100元提出。出稼ぎ労働者には450～600元しか残らない。それを節約して親元に送る。中国東北3省に3万人の出稼ぎ労働者がいる。それ以外にも習近平は北朝鮮労働者を受け入れている。経済制裁下でも北当局はこうして外貨を稼いでいる。海外に出る手続きも簡素化され、今は地方の人々も海外に出るようになった。このため海外に出る人々の間では金正恩の評価が上がっている。

### 三、思想統制の強化

人民保安省(警察)は今年6月11日と9月8日に二回布告を出した。一年に二回も布告が出るのは稀(まれ)。布告は法律と同じ。

商売にはスマホが欠かせないが、韓国のサムソン、LGのスマホのOSの解析を当局は完了したという。今年の6月から8月まで3か月、国家保衛省、人民保安省、検察庁は合同でスパイ摘発運動に取り組む。その結果100人余りが逮捕され、100人が行方不明。中国側の協力を得て捜査中。外国製のスマホを使っていた場合、家族もろとも強制収容所送り。

9月8日の布告。6月の布告以降、非社会主義的傾向(壳春ほか)が出てきたのでそれを取り締まる。該当者は「移住」「追放」にすると。「移住」は強制収容所送り、「追放」は地方送りを意味する。

### 四、日本への態度

国交正常化に伴う日本からの補償金として、北は200億ドルを要求している。25%は現金で(3年以内)、75%は物資、工場施設で。30億ドルあれば、北の経済は回復することが可能とみている。

### 五、金正恩の生家を白頭山の三池淵に建設する計画

海外に出る北朝鮮人がスマホで金正恩を検索すると、母親が在日の高英姫と出る。それが国内に広がるので、当局は今白頭山の山麓の三池淵(サムジョン)に金正恩の生家を建設しようとしている。中国人企業家に鉄材を調達したら、待遇を優遇すると持ち掛けているという。

### 六、金正恩は南北の平和統一は望んでいない

平和統一が実現すると、北自身が崩壊と考えているためだ。休戦協定を終戦協定にしたら、板門店を税関所にし、韓国をあくまで隣国として接すると。最近では文在寅をアメリカの言いなりになるアメリカの子分だと批判している。

(後評)

元平壤エリート氏は私たちの予想を超えて北の状況の全般を語って下さった。私は(小川)としては、二の外貨稼ぎが新しい認識であった。こんなに多くの出稼ぎ労働者が中国に出ていたとは知らなかった。それにしてもすごい搾取である。六の北の文在寅批判については、文在寅の親北という国際的評価をかえさせるために、北が故意に目。それをしていいるという見解もあるようだ(宋允復氏談)(文責、小川 晴久)。

# 「姜哲煥氏との話」報告(9月27日)

ヨドック収容所体験者の姜哲煥氏が急に来日した。宋允復氏がネットで連絡を取り、9月27日夕刻5時から7時過ぎまで、人権ライブラリーで彼の話を聴いた。以下は主要な内容のみの報告である。

## 一、金正恩は主要部署三か所の幹部肅清を敢行(2016年から)

- 1) 国家保衛省——政治局長、組織局長、宣伝局長を皆処刑。また第5局7課(張成沢の肅清を担当した所)幹部11名を処刑。国家保衛部をここまで処刑した例は今までなかった。皆不正蓄財の罪で。
- 2) 人民軍総政治局——幹部50名の家宅捜査で一人当たり300万ドルの不正蓄財を摘発。50名を処刑。
- 3) 護衛司令部——大佐級100名の内99名処刑。金の出所が分からない金を所持した理由。今年6月トップの護衛司令官の処刑——北の人民はびっくりしている。特に1)の国家保衛部の幹部たちの肅清によって、保衛省の役人の意識が変わり、人民統制がゆるくなつたという。

## 二、金正日時代より統制強まる

全国のカラオケ店廃止——人民の反発を買っている。  
食堂の内部の仕切りをなくす。

## 三、叔母金敬姫(張成沢の妻)を薬物注射で殺す

張成沢は2013年12月に処刑されたが、妻金敬姫(金慶喜)は直前に、革命化(収容所送り)すべきで殺すべきではないと手紙を党の幹部に出していたという。それを聴いた金正恩は激怒して、彼女を隔離し、2014年6月に薬物入りの注射をして殺したという。この情報はアメリカに亡命する前に李ジョンホ氏が韓国政府に伝えたと言われているが、姜哲煥氏はいろいろ調べ確認したという。2015年代議員選挙の名簿に彼女の名はなかったなど。

## 北朝鮮人権特別報告官キンタナ氏の報告から

### 強制収容所に関する部分の紹介

去る8月2日三代目の北朝鮮人権特別報告官のキンタナ氏が国連人権理事会に北朝鮮人権報告書を提出しました。9月15日に人権高等弁務官ソウル事務所からその報告書(英文)が届きました。一読したら、「管理所(政治犯収容所)」について少し詳しい記述がありましたので、その要旨を紹介します。全73からなる文章の30から37までがその部分です。以下はその要旨です。(国連文書記号 A/74/275)

管理所の業務は国家保衛部7局(農場事務所)の下にある。管理所は公的な拘留施設ではない。収容者は「朝鮮人民軍軍事単位X号単位の労働者」と身分証に書かれる。国家保衛部の役人はそれを管理所囚人と理解する(31)。

国家保衛省は重大な政治的犯罪、即ち“反国家”“反人民”的犯罪を取り扱う機関である。2012年の刑事訴訟法第2章では、国は反国家、反人民的犯罪との闇の中での、“仲間”か“敵”かを区別しなければならないと述べている。その疑いをもたれた者は、逮捕状や法的な保護もなしに国家保衛部の役人によって恣意的に逮捕される。国家保衛省は被疑者を尋問拘留所で尋問するが、国家保衛省は沢山の秘密の地下尋問拘留所を持っている。国家保衛省は政治犯を処刑する。多くの被疑者は尋問拘留所から生還することはないと言ふ者(32)。

被疑者は国家保衛省の尋問の結果、収容所に送られることになるが、拘留期間や拘留場所は一切被疑者本人に知らされない(33)。

被疑者の家族も、刑事訴訟法182条に逮捕や拘留を家族に知らせる規定があるにも拘らず、一切知らされない。囚人が死んだときも、家族は死体の受け取りはおろか、墓も知らされない。過去には被疑者のすべての家族も血縁的連座制で収容所に送られたが、最近の証言では、連座制はまれであるか、行われていないという(34)。

今年の5月の“普遍的定期的審査”(UPR)で北朝鮮の代表は、我が国の刑法や刑事訴訟法では、“政治犯”や“政治犯収容所”といふものは、わが国には存在しない、これらの法律は国家に対する犯罪や他の犯罪を犯した者は自己改造機関(reform institutions)に行くことが定められている。刑法で国家犯罪と規定していることを犯した者は、敵対勢力から送り込まれたスパイやテロリストたちで、数に於いては多くない。自己改造施設に留置され、かつ隔離されているという(35)。

政治犯を前向きに釈放しろという特別報告官(私)の要求に対し、5月のUPRで北の代表者は、国家や社会や人民の安全に危害を加えるような要求には応じられないと言ったが、この点は対話が可能である。収容所(管理所)の中には子供や女性や老人や障害者がいるが、彼らがどうして反国家的、反人民的に危害のある存在なのか、明らかにされなければならない。対話を続ける必要はここにあると。特別報告官は主張する。今がその時である。朝鮮民主主義人民共和国は、どんな行為が真に国家の安全に脅威であるか、“反国家”“反人民”犯罪を具体的に規定すべきであると(36)。

「最後に、国際的な義務に従い、人権に対する開かれた立場を表明するために、特別報告官である私は、北朝鮮政府に次のことを呼びかける。

- (a) 管理所施設に国際的調査チームがアクセスできることを提供せよ。
- (b) これらの施設の運営に関する明らかな情報を公表せよ。特に(1)収容者の人数、  
(2)収容者の性別と年令、(3)収容者に課せられた犯罪とその判決文、(4)労働制度、(5)食事制度、(6)きれいな水と衛生施設へのアクセス、(7)医療サービス、  
(8)釈放、死、埋葬場所、(9)家族訪問とその他の関連事項
- (c) 管理所行政に責任を持つ政府の部署、これら施設を査察する機構や国の機関が存在するか否かの情報を提供せよ。」(37)

(後評)最後の37の内容はとても注目すべき要求であり、指摘です。そして35の北朝鮮代表の指摘の矛盾とキンタナさんの36の指摘と提言も重要です(小川 晴久)